

## Actus Newsletter

## 設備投資のチャンス！！



平成25年12月4日に成立した「産業競争力強化法」に基づき、「生産性の向上につながる設備投資を促進するための税制措置(生産性向上設備投資促進税制)」が創設され、平成26年1月20日に施行されました。

当該税制は、一定の生産性向上が見込まれる設備投資について特別償却(即時償却)又は税額控除を認めるもので、**A. 先端設備を導入した場合**と、**B. 生産ラインやオペレーションの改善に資する設備を導入した場合**の2類型があります。

## ■ 生産性向上設備投資促進税制:制度の概要

類型	A: 先端設備	B: 生産ラインやオペレーションの改善に資する設備																															
対象設備等	<table border="1"> <thead> <tr> <th>設備</th> <th>最低取得金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>機械装置</td> <td>単品160万円</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">一定の</td> <td>工具</td> <td>単品30万円かつ合計120万円</td> </tr> <tr> <td>器具備品</td> <td>単品30万円かつ合計120万円</td> </tr> <tr> <td>建物</td> <td>単品120万円</td> </tr> <tr> <td>建物附属設備</td> <td>単品60万円かつ合計120万円</td> </tr> <tr> <td>ソフトウェア</td> <td>単品30万円かつ合計70万円</td> </tr> </tbody> </table> <p>※サーバーおよびソフトウェアについては中小企業者等が取得するものに限る。</p>	設備	最低取得金額	機械装置	単品160万円	一定の	工具	単品30万円かつ合計120万円	器具備品	単品30万円かつ合計120万円	建物	単品120万円	建物附属設備	単品60万円かつ合計120万円	ソフトウェア	単品30万円かつ合計70万円	<table border="1"> <thead> <tr> <th>設備</th> <th>最低取得金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>機械装置</td> <td>単品160万円</td> </tr> <tr> <td>工具</td> <td>単品30万円かつ合計120万円</td> </tr> <tr> <td>器具備品</td> <td>単品30万円かつ合計120万円</td> </tr> <tr> <td>建物</td> <td>単品120万円</td> </tr> <tr> <td>建物附属設備</td> <td>単品60万円かつ合計120万円</td> </tr> <tr> <td>構築物</td> <td>単品120万円</td> </tr> <tr> <td>ソフトウェア</td> <td>単品30万円かつ合計70万円</td> </tr> </tbody> </table>	設備	最低取得金額	機械装置	単品160万円	工具	単品30万円かつ合計120万円	器具備品	単品30万円かつ合計120万円	建物	単品120万円	建物附属設備	単品60万円かつ合計120万円	構築物	単品120万円	ソフトウェア	単品30万円かつ合計70万円
	設備	最低取得金額																															
機械装置	単品160万円																																
一定の	工具	単品30万円かつ合計120万円																															
	器具備品	単品30万円かつ合計120万円																															
	建物	単品120万円																															
	建物附属設備	単品60万円かつ合計120万円																															
ソフトウェア	単品30万円かつ合計70万円																																
設備	最低取得金額																																
機械装置	単品160万円																																
工具	単品30万円かつ合計120万円																																
器具備品	単品30万円かつ合計120万円																																
建物	単品120万円																																
建物附属設備	単品60万円かつ合計120万円																																
構築物	単品120万円																																
ソフトウェア	単品30万円かつ合計70万円																																
要件	① 最新モデル ② 生産性向上(年平均1%以上) ③ 最低取得価額以上	① 投資計画における年平均の投資利益率が15%以上(中小企業者等は5%以上) ② 最低取得価額以上																															
確認者	工業会等	経済産業局																															
手続き	工業会等に、その設備が最新モデルであること、生産性向上要件を満たしていることを記載した <b>証明書</b> の発行を依頼	① <b>投資計画案</b> の作成 ②税理士等の <b>確認・事前確認書の発行</b> ③ <b>経済産業局へ申請・確認書の受領</b>																															
税制措置	平成26年1月20日～平成28年3月31日																																
	即時償却又は <b>税額控除5%</b> (建物、構築物は3%)																																
税制措置	平成28年4月1日～平成29年3月31日																																
	<b>特別償却50%</b> (建物・構築物は25%)又は <b>税額控除4%</b> (建物・構築物は2%)																																

※ただし、税額控除における税額控除額は、当期の法人税額の20%が上限



#### Q1. 本税制の対象となる生産等設備とはどのような設備を指すのですか(共通)

**A** 法人の作業場のように、その法人が行う生産活動、販売活動、役務提供活動その他収益を獲得するために行う活動の用に直接供される減価償却資産で構成されるものをいいます。

したがって、本店、寄宿舎等の建物、事務用器具備品、福利厚生施設等は対象外となります。

また中古品は対象とはなりません。

#### Q2. 工業会から発行される証明書は、設備導入前の日付で発行されたものでなければいけませんか(A)

**A** 工業会から発行される証明書は、設備の導入の後で発行されたものであっても、利用できます。

#### Q3. 経済産業局に申請後、確認書発行まではどの程度の期間がかかりますか(B)

**A** 1か月以内を目途としているようです。設備の事業供用前に経済産業局の確認を取る必要がありますので、それに間に合うように余裕を持って申請する必要があります。

#### Q4. 経済産業省への申請日当日、どのようなことが確認されるのですか(B)

**A** 提出書類の不備の確認、設備等の導入目的、対象設備に係る見積書、投資に係る取締役会議事録の有無などが確認されます。計画が要件をクリアしているかどうかは、その場で根拠資料と検算され、かつ、ヒアリングで計画の説明を求められているようです。

その為、投資利益率の計算にあたって使用した数値の根拠は、きちんと説明できるよう準備してから経済産業局に行くことが望まれます。

#### Q5. 計画した投資利益率を達成できなかった場合、税制措置の取戻しは行われますか(B)

**A** いいえ、税制措置の取戻し等の規定はございません。



アクタス税理士法人

アクタスマネジメントサービス(株)

【 URL 】 <http://www.actus.co.jp>

【 MAIL 】 [info@actus.co.jp](mailto:info@actus.co.jp)

【赤坂】 〒107-0052 東京都港区赤坂3-2-12 赤坂NOAビル6F 【立川】 〒190-0012 東京都立川市曙町2-34-13 オリピック第3ビル5F

TEL : 03-3224-8888 FAX : 03-5575-3331

TEL : 042-548-8001 FAX : 042-548-8002

【荒川】 〒116-0002 東京都荒川区荒川3-21-2-105

【大阪】 〒550-0002 大阪市西区江戸堀1-9-1 肥後橋センタービル7F

TEL : 03-3802-8101 FAX : 03-3805-2070

TEL : 06-6449-8682 FAX : 06-6449-8683